

町田市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年(2023年)2月21日

提出者 町田市長職務代理者  
町田市副市長 榎本悦次

町田市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(町田市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 町田市一般職の職員の給与に関する条例（昭和33年2月町田市条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
<p>(扶養手当)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計のみちがなく、主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p>(1) 配偶者（届出をしないが、事実上の婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）又はパートナーシップの相手方（<u>町田市性の多様性の尊重に関する条例（令和 年 月町田市条例第 号）第10条第1項に規定するパートナーシップ宣誓証明又はそれと同等のものであると市長が認める他の地方公共団体の制度による証明を受けたパートナーシップの相手方であつて、職員と同居し、かつ、生計を一にしているものをいう。</u>）</p> <p>(2)～(6) 略</p> <p>3・4 略</p> <p>第8条 略</p>	<p>(扶養手当)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計のみちがなく、主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p>(1) 配偶者（届出をしないが、事実上の婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）</p> <p>(2)～(6) 略</p> <p>3・4 略</p> <p>第8条 略</p>

(町田市職員退職手当支給条例の一部改正)

第2条 町田市職員退職手当支給条例（昭和33年2月町田市条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
<p>(遺族の範囲及び順位)</p> <p>第11条 第2条の2に規定する遺族は、次に掲げる者とする。</p>	<p>(遺族の範囲及び順位)</p> <p>第11条 第2条の2に規定する遺族は、次に掲げる者とする。</p>

(1) 配偶者（届出をしないが職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）又は職員の死亡当時パートナーシップの相手方（町田市性の多様性の尊重に関する条例（令和 年 月町田市条例第 号）第10条第1項に規定するパートナーシップ宣誓証明又はそれと同等のものであると市長が認める他の地方公共団体の制度による証明を受けたパートナーシップの相手方であって、職員と同居し、かつ、生計を一にしているものをいう。以下同じ。）であった者

(2) ～ (4) 略

2・3 略

(失業者の退職手当)

第13条 略

2～10 略

11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。

(1) 略

(2) 前号に規定する公共職業訓練等を受けるため、その者により生計を維持されている同居の親族（届出をしていないが、事実上その者と婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）又はパートナーシップの相手方と別居して寄宿する者 雇用保険法第36条第4項に規定する寄宿手当の額に相当する金額

(3) ・ (4) 略

(5) 公共職業安定所、職業安定法第4条第9項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18の2に規定する職業紹介事業者の

(1) 配偶者（届出をしないが職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）

(2) ～ (4) 略

2・3 略

(失業者の退職手当)

第13条 略

2～10 略

11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。

(1) 略

(2) 前号に規定する公共職業訓練等を受けるため、その者により生計を維持されている同居の親族（届出をしていないが、事実上その者と婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）と別居して寄宿する者 雇用保険法第36条第4項に規定する寄宿手当の額に相当する金額

(3) ・ (4) 略

(5) 公共職業安定所、職業安定法第4条第9項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18の2に規定する職業紹介事業者の

<p>紹介した職業に就くため、又は市長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額 <u>(パートナーシップの相手方がある職員にあつては、当該パートナーシップの相手方を同項の「その者により生計を維持されている同居の親族」とみなして雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第87条から第91条までの規定の例により算定した額を含む。)</u></p> <p>(6) 略</p> <p>12～17 略</p>	<p>紹介した職業に就くため、又は市長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額</p> <p>(6) 略</p> <p>12～17 略</p>
---	--

(町田市一般職の職員の旅費に関する条例の一部改正)

第3条 町田市一般職の職員の旅費に関する条例（昭和35年10月町田市条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>遺族 次に掲げる者をいう。</u></p> <p><u>ア 配偶者（婚姻の届出をしていないが職員の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）又はパートナーシップの相手方（町田市性の多様性の尊重に関する条例（令和 年 月町田市条例第 号）第10条第1項に規定するパートナーシップ宣誓証明又はそれと同等のものであると市長が認める他の地方公共団体の制度による証明を受け</u></p>	<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>遺族 職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。</u></p>

<p><u>たパートナーシップの相手方であって、 職員の死亡の当時職員と同居し、かつ、 生計を一にしていたものをいう。)</u></p> <p><u>イ 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹</u></p> <p><u>ウ 職員の死亡の当時職員と生計を一にし ていた親族（ア及びイに掲げる者を除 く。）</u></p> <p>(6)・(7) 略 (遺族の旅費)</p> <p>第26条 略</p> <p>2 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける 順位は、<u>第2条第5号アからウまでの順序に よるものとし、同号イに掲げる者の順位は、 同号イに規定する順序によるものとする。こ の場合において、同順位の者がある場合には、 年長者を先にする。</u></p> <p>3・4 略</p>	<p>(6)・(7) 略 (遺族の旅費)</p> <p>第26条 略</p> <p>2 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける 順位は、<u>第2条第5号に掲げる順序による。 同順位者がある場合には、年長者を先にする。</u></p> <p>3・4 略</p>
--	--

(町田市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第4条 町田市職員の育児休業等に関する条例（平成4年6月町田市条例第22号）  
の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
<p>(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)</p> <p>第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。）又は<u>パートナーシップの相手方（町田市性の多様性の尊重に関する条例（令和 年 月町田市条例第 号）第10条第1項に規定するパートナーシップ宣誓証明又はそれと同等のものであると市長が認める他の地方公共団体の制度による証明</u></p>	<p>(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)</p> <p>第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。<u>以下同じ。</u>）が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下この条及び次条において「地方等育児休業」という。）をしている場合において当</p>

を受けたパートナーシップの相手方であつて、職員と同居し、かつ、生計を一にしているものをいう。）（以下「配偶者等」という。）が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下この条及び次条において「地方等育児休業」という。）をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。）当該子が1歳2か月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項及び第2項の規定による産前産後の休業又は町田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（令和4年9月町田市条例第27号。以下「職員勤務時間条例」という。）第17条第1項に規定する産前・産後の休養により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日）

- (3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であつて第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあつてはウに掲げる場合に該当する場合） 当該子の1歳6か月到達日

該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。）当該子が1歳2か月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項及び第2項の規定による産前産後の休業又は町田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（令和4年9月町田市条例第27号。以下「職員勤務時間条例」という。）第17条第1項に規定する産前・産後の休養により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日）

- (3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であつて第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあつてはウに掲げる場合に該当する場合） 当該子の1歳6か月到達日

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者等が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該配偶者等がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業している場合又は当該非常勤職員の配偶者等が当該子の1歳到達日（当該配偶者等が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合

ウ・エ 略

（育児休業法第2条第1項の条例で定める場合）

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であって次条第7号に掲げ

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業している場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合

ウ・エ 略

（育児休業法第2条第1項の条例で定める場合）

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であって次条第7号に掲げ

る事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合)とする。

(1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該非常勤職員の配偶者等がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

(2) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者等が当該子の1歳6か月到達日(当該配偶者等がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳6か月到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合

(3)・(4)略

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(4)略

(5) 配偶者等が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者等と別居したことその他の育児休業の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより、当該育児休業に係る子について育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

(6)・(7)略

(育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情)

る事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合)とする。

(1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

(2) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6か月到達日(当該配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳6か月到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合

(3)・(4)略

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(4)略

(5) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児休業の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより、当該育児休業に係る子について育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

(6)・(7)略

(育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情)

第4条 育児休業法第3条第2項の条例で定める特別の事情は、配偶者等が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者等と別居したことその他の育児休業の期間の延長の請求時に予測することができなかつた事実が生じたことにより、当該育児休業に係る子について育児休業の期間の再度の延長をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこととする。

(妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等)

第13条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者等が妊娠したこと又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対し、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 略

第4条 育児休業法第3条第2項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児休業の期間の延長の請求時に予測することができなかつた事実が生じたことにより、当該育児休業に係る子について育児休業の期間の再度の延長をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこととする。

(妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等)

第13条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠したこと又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対し、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 略

(町田市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第5条 町田市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成20年10月町田市条例第38号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
<p>(扶養手当)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で、他に生計のみちがなく、主としてその企業職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p>(1) 配偶者(届出をしないが、事実上の婚姻関係と同様の事情にある者を含む。) <u>又はパートナーシップの相手方(町田市性の多様性の尊重に関する条例(令和 年 月町田市条例第 号)第10条第1項に規定するパートナーシップ宣誓証明又はそ</u></p>	<p>(扶養手当)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で、他に生計のみちがなく、主としてその企業職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p>(1) 配偶者(届出をしないが、事実上の婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)</p>

れと同等のものであると町田市病院事業管理者（以下「管理者」という。）が認める他の地方公共団体の制度による証明を受けたパートナーシップの相手方であって、企業職員と同居し、かつ、生計を一にしているものをいう。）

(2)～(6)略

(管理職手当等)

第7条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある企業職員の職のうち、その特殊性に基づき管理者が指定するものに対し、支給する。

2・3 略

(2)～(6)略

(管理職手当等)

第7条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある企業職員の職のうち、その特殊性に基づき町田市病院事業管理者（以下「管理者」という。）が指定するものに対し、支給する。

2・3 略

(町田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正)

第6条 町田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（令和4年9月町田市条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
<p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限)</p> <p>第8条 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員（当該職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。<u>次項において同じ。</u>）又は<u>パートナーシップの相手方（町田市性の多様性の尊重に関する条例（令和 年 月町田市条例第 号）第10条第1項に規定するパートナーシップ宣誓証明又はそれと同等のものであると市長が認める他の地方公共団体の制度による証明を受けたパートナーシップの相手方であって、当該職員と同居し、かつ、生計を一にしているものをいう。次項において同じ。）</u>で当該子の親であるものが、規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が当該子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場</p>	<p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限)</p> <p>第8条 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員（当該職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。<u>以下同じ。</u>）で当該子の親であるものが、規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が当該子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、午後10時から翌日の午前5時までの間における勤務（以下「深夜勤務」という。）をさせてはならない。</p>

合を除き、午後10時から翌日の午前5時までの間における勤務（以下「深夜勤務」という。）をさせてはならない。

2 前項の規定は、配偶者若しくはパートナーシップの相手方、2親等内の親族又は同一の世帯に属する者で疾病、負傷又は老齢により日常生活を営むことに支障があるもの（規則で定めるものに限る。）（以下「要介護者」という。）を介護する職員について準用する。この場合において、同項中「小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員（当該職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次項において同じ。）又はパートナーシップの相手方（町田市性の多様性の尊重に関する条例（令和 年 月町田市条例第 号）第10条第1項に規定するパートナーシップ宣誓証明又はそれと同等のものであると市長が認める他の地方公共団体の制度による証明を受けたパートナーシップの相手方であって、当該職員と同居し、かつ、生計を一にしているものという。次項において同じ。）で当該子の親であるものが、規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が当該子を養育する」とあるのは、「次項に規定する要介護者のある職員が当該要介護者を介護する」と読み替えるものとする。

### 3 略

（育児又は介護を行う職員の時間外勤務等の免除）

第9条 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員が当該子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、第7条に規定する勤務（以下「時間外勤務等」という。）をさせてはならない。ただし、災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務の必要がある場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、配偶者、2親等内の親族又は同一の世帯に属する者で疾病、負傷又は老齢により日常生活を営むことに支障があるもの（規則で定めるものに限る。）（以下「要介護者」という。）を介護する職員について準用する。この場合において、同項中「小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員（当該職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）で当該子の親であるものが、規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が当該子を養育する」とあるのは、「次項に規定する要介護者のある職員が当該要介護者を介護する」と読み替えるものとする。

### 3 略

（育児又は介護を行う職員の時間外勤務等の免除）

第9条 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（当該職員の配偶者で当該子の親であるものが、規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が当該子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、第7条に規定する勤務（以下「時間外勤務等」という。）をさせてはならない。ただし、災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務の必要がある場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、同項中「3歳に満たない子を養育する職員が当該子を養育する」とあるのは、「要介護者のある職員が当該要介護者を介護する」と読み替えるものとする。

### 3 略

(育児又は介護を行う職員の時間外勤務等の制限)

第10条 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が当該子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、規則で定める時間を超えて時間外勤務等をさせてはならない。ただし、災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務の必要がある場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、同項中「小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が当該子を養育する」とあるのは「要介護者のある職員が当該要介護者を介護する」と読み替えるものとする。

### 3 略

2 前項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、同項中「3歳に満たない子を養育する職員(当該職員の配偶者で当該子の親であるものが、規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が当該子を養育する」とあるのは、「要介護者のある職員が当該要介護者を介護する」と読み替えるものとする。

### 3 略

(育児又は介護を行う職員の時間外勤務等の制限)

第10条 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員(当該職員の配偶者で当該子の親であるものが、規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が当該子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、規則で定める時間を超えて時間外勤務等をさせてはならない。ただし、災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務の必要がある場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、同項中「小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員(当該職員の配偶者で当該子の親であるものが、規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が当該子を養育する」とあるのは「要介護者のある職員が当該要介護者を介護する」と読み替えるものとする。

### 3 略

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(町田市職員退職手当支給条例の一部改正に伴う経過措置)

2 第2条の規定による改正後の町田市職員退職手当支給条例第13条第11項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由が生じた同項の退職手当について

適用し、同日前に支給すべき事由が生じた同項の退職手当については、なお従前の例による。